

令和5年4月1日

## 茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の活用方針について

茅ヶ崎市緑のまちづくり基金（以下「基金」とする。）については、開発行為等により年々減少する市内の緑地を、市が取得する必要があると判断した場合、その原資に充てることを主な目的として、昭和63（1988）年3月に「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例」（以下、「条例」とする。）を制定し、設立しました。

基金の設立当初は、市街地の緑地の取得を想定していましたが、基金残高の関係から特別緑地保全地区を中心とした北部地区の緑地を優先的に取得するように考え方が変化した経緯があります。また、国による森林環境譲与税制度の導入などみどり行政を取り巻く環境が大きく変化してきていることから、基金のより有効的な活用を図るため、令和5年3月に基金の活用方針を制定したものです。

なお、基金の活用方針は、将来にわたってみどり行政を取り巻く情勢に応じて変更する可能性がありますが、変更をするときは、市の財政的状況、社会情勢などを総合的に検討しつつ、市の附属機関である「茅ヶ崎市みどり審議会」に意見を求めるなどの手続きを経て行います。

### 1 緑のまちづくり基金の活用方針について

基金については、前述したように、開発行為等により年々減少する市内の緑地を、市が取得する必要があると判断した場合、その原資に充てることを主な目的としています。

そのため、基金を充当できる事業であるかどうかの判断にあたり、基金の設置目的である「本市に存する緑地を市民共有の財産として保全する」ためのものであることとします。具体的には、緑地の取得、維持管理及び調査等に関する事業とし、次の基本的な考え方に基づき、基金の運用・活用を図ります。

なお、これらの事業を実施するにあたり、市の一般会計予算や国等の交付金をはじめとした他の財源の確保を図るとともに、基金はその不足分を補う補助的なものであることを念頭に置いた上で活用を図ります。

#### （1）緑地の取得について

緑地の取得については、基金を設立した当初の考え方を引き継ぎ、良好な自然環境を形成している緑地を取得する場合に基金の活用を図ります。

基金を活用して購入する緑地の検討にあたっては、表1に示すように、その緑地が有する①環境保全機能、②レクリエーション機能、③防災・減災機能、④景観形成機能の発揮に着目し、表1の観点から総合的に判断します。

基金を活用して取得する緑地の具体的な想定としては、茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例第16条に基づき指定されている「保存樹林」、または、都市緑地法第55条第1項の規定に基づき指定した「市民緑地」を、公園・緑地等の公共空地として利活用

できると判断した場合などを想定しています。

緑地の取得に関する意思決定については、表1の緑地が有する機能に関する担当課から意見聴取を行い、みどり審議会等に意見を聴いた上で、市の意思決定を行います。

表1 【緑地が有する機能】

機能		観点
環境保全	生きものの生育・生息の状況と生態系ネットワークから評価	<ul style="list-style-type: none"><li>① 一団としてまとまった樹林群となっているか。</li><li>② 樹林、草地、水辺など複数の環境があるか。</li><li>③ 生きものの移動経路として重要な場所か。</li><li>④ 自然環境評価調査における指標種が数多く確認されているか。</li></ul>
レクリエーション	公園・緑地の設置の考え方やオープンスペースの設置状況から評価	<ul style="list-style-type: none"><li>① レクリエーション空間が不足している地域か。</li><li>② 周辺からのアクセスや誘致距離に公共施設、保育所及び介護施設等は立地しているか（街区ごと）。</li><li>③ 対象地周辺に同規模の敷地を有する空き地、広場など代替となる場所がない。</li><li>④ 良好なみどりを有しているか。</li></ul>
防災・減災	被害想定、地域危険度から、防災性や災害時の拠点としての評価	<ul style="list-style-type: none"><li>① 洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域のいずれか1つに該当するか。</li><li>② 延焼クラスターの防止効果が期待できるか。</li><li>③ 震災時の道路閉塞の防止効果が期待できるか。</li><li>④ 地域の災害時の拠点となっているか。</li></ul>
景観形成	景観計画における位置づけや文化的な面から評価	<ul style="list-style-type: none"><li>① 景観ポイント、ベルト、拠点のいずれかに該当し、みどりから景観形成の考えが示されているか。</li><li>② 眺望点からの眺望方向の範囲にあるか。</li><li>③ 旧別荘地、寺社林など歴史・文化的な資源となり得るか。</li><li>④ みどりを創出することで、地域のシンボルとなる空間になるか。</li></ul>

【表1の補足】

この表は、緑地を購入の判断をする場合の目安となるものです。緑地が有している機能ごとの観点①から④に該当するかしないか、または、点数化して、一定の点数を獲得したものを購入すると客観的に決められるものではないと考えるために、対象となる緑地を評価するにあたっての見方の基準となるものです。

## (2) 緑地の整備及び維持管理について

基金を設立した当初の考え方を引き継ぎ、取得した緑地の維持管理費に対し、基金の活用ができるものとします。また、「市民緑地」や「保存樹林」といった民有地を、新たに公共空地である緑地・公園等として整備する際の施設整備に対する初期投資などに基金の活用を図ります。

基金の活用ができる緑地・公園等の施設整備の具体例としては、①園路又は広場、②景観保全のための間伐・植栽、③修景施設、④休憩所、ベンチその他の休養施設及び⑤門、さく、照明施設、水道その他の管理施設などであり、除草や枝払いなど日常的な緑地・公園の維持管理行為に対して基金の充当はできないものとします。

また、特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設整備の初期

投資についても、基金を充てることができるものとします。

具体的には、①防火施設、②土砂崩壊防止施設、③防火・病虫害防除維持管理上の道路、④立入防止柵、標識等の管理施設、⑤散策路、⑥ベンチ、⑦休憩所、⑧公衆便所、⑨解説板、⑩駐輪場及び⑪水質保全のための水辺周辺施設などの施設整備が該当します。

### (3) 緑地の調査について

緑地の保全を進めるにあたり、緑地が有する環境保全機能、レクリエーション機能、防災・減災機能及び景観形成機能を評価するため、市内の生物多様性の状況や自然環境の現状など必要な情報を収集するために重要な調査・研究活動に基金を活用できるものとします。

基金の活用を図る緑地調査の具体的な想定としては、自然環境評価調査が該当します。この調査は、自然環境の観点から、市内のどこが重要で優先的に保全すべき場所か、客観的に評価するものであると同時に、今後の市の自然環境保全施策の立案・実施に活用するものです。調査は、概ね5年に一度実施しており、平成15（2003）年度以降、1回の調査に3年をかけ、これまでに3回実施しています。直近の調査は27（2015）年度から29（2017）年度にかけて行いました。

調査の結果は、みどりの基本計画を改定するときの基礎資料及び数値目標となり、また、関連する施策が多く位置づけられている「茅ヶ崎市環境基本計画」の指標としても位置付けています。

## 3 参考

令和5年3月施行の茅ヶ崎緑のまちづくり基金の一部改正では、基金の処分を規定している第5条を改正しました。改正前の条例では、基金を処分するときの要件を限定的に掲げていましたが、改正後の条例では、基金の設置目的を推進するための事業の経費に充てる場合に限り処分できるものとします。

改正後（目的規定型）	改正前（各号列記型）
<p>（処分）</p> <p>基金は、本市に存する緑地を市民共有の財産として保全するために必要な事業の経費に充てる場合に限り、処分することができる。</p>	<p>（処分）</p> <p>第5条 基金は、次の各号の1に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>（1） 良好的な自然環境を形成している緑地の取得費に充てるとき。</p> <p>（2） 取得した緑地の維持管理費に充てるとき。</p>

### 【考え方】

基金を設置する目的は、条例第1条で「本市に存する緑地を市民共有の財産として保全するため」と規定しており、積み立てた基金を取り崩すときは、これらの施策を推進

する事業の経費に充てる場合に限るものとします。

本市において、「緑地」とは、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第3条第1項に規定されている「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているもの」と同様のものと捉えます。

改正前の条例では、本則を定め、処分することができる要件を各号列記により規定していましたが、基金の有効的活用を図り、みどり行政をより一層推進するため、緑地の取得及び維持管理以外の事業にも基金の活用が図ることができるものとしました。